

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 3年11月 1日～令和 6年10月31日までの3年間

2. 内容

目標1：産前産後休業、育児休業・介護休業の制度内容及び休業中の収入についての
公的支援などの周知を図り、経済的な不安なく制度を利用できるようにする。

<対策>

- 令和4年5月～ 職員への聞き取り調査、周知方法の検討
- 令和4年11月～ 制度の導入、資料配布などによる職員への周知

目標2：育児休業における原職復帰のための業務体制、業務内容の見直し、及び
休業中の情報提供を行い、復帰しやすい環境を整える。

<対策>

- 令和3年11月～ 復帰後の業務内容の見直し、休業後の復帰を円滑に行うための
面談の実施
園だよりや行事の案内をするなど業務に関する情報提供を行う。

目標3：年次有給休暇の取得促進の措置を実施する。

<対策>

- 令和 4年 5月～ 職員への聞き取りによる実態把握
- 令和 4年 8月～ 問題点の把握
- 令和 5年 4月～ 年次有給休暇の計画付与制度の規定及び実施
- 令和 6年 4月～ 各人ごとの年休取得計画の策定と実施